

告 発 状

2017年5月22日

東京地方検察庁
検事正 堺 徹 殿

下記被告発人の所為は、国家公務員法第102条1項に違反する犯罪行為と
考えられるので、捜査の上厳正な処分に処せられたく告発する。

告 発 人 藤 田 高 景 始 め 別 紙 目 録 記 載 の 者

〒103-0005 東京都港区西新橋 1-9-8 南佐久間町ビル 2 階
むさん法律事務所 tel 5511-2600
fax 5511-2601
告発人代理人 弁護士 大 口 昭 彦

〒103-0005 東京都港区西新橋 1-21-5 一瀬ビル
一瀬法律事務所 tel 3501-5558
fax 3501-5565
告発人代理人 弁護士 一 瀬 敬 一 郎

〒167-0042 東京都杉並区西荻北 2-3-1
ポールオブニモアーズ 201
tel 5303-6740
fax 5303-6781
告発人代理人 弁護士 松 井 茂 樹

記

第1 被告発人

- 1 〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1 経済産業省気付
t e l 3 5 0 1 - 1 5 1 1
青 田 優 子
- 2 上 同 所 他 氏 名 不 詳 者 4 名
- 3 〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1 内閣官房総務課 気付
t e l 5 2 5 3 - 2 1 1 1
安 倍 昭 恵

第2 告発事実

1 被告発人同青田優子は、

- (1) 2016年6～7月当時、内閣官房総務官室に勤務する国家公務員で、内閣総理大臣の妻である被告発人安倍昭恵付の秘書官業務に従事していた者であるが、その業務遂行に当たっては、国家公務員法102条1項の規定するところにより政治的行為を行ってはならず、不偏不党・公正な立場に立ってこれをなすべきところ、
- (2) 2016年7月10日に举行された参議院選挙に特定の政党である自由民主党が推薦する議員候補として立候補していた下記候補者の、下記場所に於ける選挙運動の応援活動
- | | | |
|-------|-------|-----|
| 6月28日 | 小野田きみ | 岡山県 |
| 7月 3日 | 朝日健太郎 | 東京都 |
| 7月 9日 | 島尻安伊子 | 沖縄県 |
- を行った被告発人安倍昭恵の意を受けて、これに安倍昭恵付の秘書官たる内閣官房総務課員として随行し、
- (3) 候補者に対する応援活動の現場に終始臨場し、被告発人安倍に接着ないし同席して同女の応援活動に立会したうえ、更に、被告発人安倍昭恵が有権者に対してなす支持・投票要請行為等、特定の政党である自由民主党のための政治活動に際して、自ら終始直近に近侍して要請主体の構成員となると共に、自身も微笑むなどして、当該行為を助勢する行為などを行い、政治的行為を行った

2 同じく内閣官房総務官室に勤務していた、上記青田及び氏名不詳の4名の被告発人は、

上記青田優子の3件の選挙活動以外に、これを含めて下記17件の選挙活動に於いて、被告発人安倍昭恵に、被告発人青田優子同様に同行し、同様の助勢行為を行った

6月24日	山本順三	愛媛県
6月26日	自見はなこ	福岡県
	高瀬弘美	福岡県
6月27日	元栄太一郎	千葉県
	江島 潔	山口県
6月28日	小野田きみ	岡山県
7月 1日	若林けんた	長野県
7月 3日	伊藤 孝江	兵庫県
	朝日健太郎	東京都
7月 4日	中原 八一	新潟県
7月 5日	伊藤 洋介	東京都
	岩城みつひで	福島県
7月 6日	古庄 玄知	大分県
7月 7日	山崎 力	青森県
7月 8日	山本さちこ	三重県
7月 8日	高野 剛	山梨県
9日	島尻安伊子	沖縄県

- 3 被告発人安倍昭恵は、
内閣総理大臣安倍晋三の妻であるが、

特定政党である自由民主党の推薦する特定の候補のために上記「1・(2)」および「2」のとおり選挙応援活動を行った際、内閣官房総務官に指示して、ないしは氏名不詳の総務官と共謀して、総務官室に勤務する国家公務員であったところの上記被告発人青田優子他4名の職員を自身に帯同せしめて、上記選挙運動現場に臨場させ、兩名に上記「1・(2)(3)」「2」記載のとおり政治的行為を行わしめ、以て彼らに国家公務員法第102条1項違反の罪を犯さしめたものである。

罪 名	国家公務員法第102条第1項違反
罰 条	国家公務員法第102条第1項・第110条第1項第19号 (被告発人 安倍昭恵について) 刑法第60条ないし第61条1項、および第65条1項

第3 告発に至る事情・経過について

- 1 国家公務員の政治的行為については、国家公務員法第102条第1項が厳に禁止しているところであり、罰則も設けられている。
- 2 国政選挙に於いて、特定の政党から立候補している、ないしは特定政党が推薦している候補者の選挙運動現場に臨場し、有権者に対して支持を訴える行為は、人事院規則14-7で定める政治的行為6項8号「政治目的をもって、第5項1号に定める選挙・・・において、投票するように又は投票しないよう勧誘運動をすること」に該当し、最も端的な政治的行為の一とみなされるべきものであることは明らかである。
国家公務員がこれらの行為を行うことは、公務員の厳守すべき政治的中立性を犯すものであり、ないしは、少なくともその干犯について主権者に深刻な疑念を抱かしめるものである。
- 3 この間、被告発人安倍昭恵は、内閣総理大臣の妻という地位を濫用し、その強い政治的影響力を安易に行使する行動を頻繁に反復しており、識者から強い批判を浴びてきているところ、更に、そのような行動に際して、自身付秘書官とされている国家公務員を当然のように帯同して、遊説に伴う諸事務を行わせているほか、自己のなす選挙要請行動行為に願使している事実が判明した。
- 4 こうした遊説行動への願使は、内閣総理大臣妻付秘書官の本来の職務を逸脱しているものであり、それ自体違法不当と言うべきであるが、しかもそれが、かかる国家公務員法違反の直接の政治的行為という明白な違法行為にまで及んでいることは、行政府の最高責任者の妻として、厳しい非難を免れない。
また、こうした事態を放任し、むしろ利用してきた安倍晋三内閣総理大臣の政治的責任も重大であると言わねばならない。従前は、首相夫人付とされている内閣官房関係の公務員は、その立場に考慮し、選挙運動現場に同道臨場し、

同席するなどということは行われぬ慣例であった。これは、国家公務員制度及び公務員法制度の趣旨からして当然の扱いであったとすることが出来る。

- 5 そもそも、安倍首相が強調している如くに、その妻が純然たる私人であるのであれば、「内閣総理大臣夫人付秘書官」などは不要のはずである。

事実、従前は、場合によって警護官の付くことはあっても、秘書官が付けられるなどということは行われなかった。しかるに、第一次安倍内閣のときに「首相公邸連絡官」名下に事実上の秘書官制度が設置され、更に今次の安倍内閣に於いて「内閣総理大臣夫人付秘書官」制度として復活設置されたのである。

このことは安倍内閣が、首相夫人である被告発人安倍昭恵を公人として位置づけ、被告発人独自の政治活動を、ないしは、夫である安倍首相の意を公的に代弁させる機能を果たさせる意図を以てなされた人事制度であるとみなすべきである。

このような制度の新設活用によって、被告発人安倍昭恵は安倍首相の威光・権能を背景に、単に総理大臣の妻であるという私的な地位であれば不可能な力を以て公的問題に関与し、また、純然たる私人であれば不可能であるような影響力を、各省の官僚始め関係者に対して行使してきている事実が、存在してきているのである。

安倍首相は、「私的地位」という言葉の建前を使い分けながら、実質はこのように妻の行う殊更な「公私混同行為」を巧妙に活用し、自己の政策的意図を達成してきたと言える。

被告発人安倍昭恵には、自らの意思によって、ないしは、その違法の事態についての認識が十分に可能な状況にあって、このように内閣官房から派遣された秘書官が付けられている公的立場の力を發揮して、被告発人青田以下の国家公務員に対して、自由民主党という特定政党のための政治活動従事という、国家公務員法違反の業務を行わせたものであって、本件の主犯というべき重い責任がある。

- 6 そもそも内閣総理大臣は、全国国家公務員を統率する立場にあって、法令遵守・公務の適正について範を示すべき地位にあることは、改めて言うまでもない。

しかるときは、自身の妻の行動についてもその適法適正性に十分に注意し、また、妻も自身の夫の国政上の重責に深く思いを致し、いやしくも公務員行政の適正を害することが無いように、慎重に行動すべきであることは当然である。

しかるに、安倍首相夫婦は、いわゆる「安倍一強」なる国会情勢ゆえからか、主権者を軽視した傲慢強引な政治手法が顕著となっており、憲政を乱すとの批判まで出されてきている。こうした昨今の情勢に於いて、本件はその不当な権限・権力行使が一端が露呈したものであって、その腐敗・不正を端的に、また構造的に露呈したものである。

強い非難に値すると言うべきであり、司直の厳正な処分が必要である。

- 7 なおこの間、国家公務員の政治的行為に関して、一部の現場公務員に対して強制捜査までが行われてきている事実が存在している。

そもそも、公務員の政治的行為に関する法制度については、その当否について長年の議論の存するところではある。

しかし少なくとも、現行法規の現実の適用運用に於いて、本件のような政府

中枢関係者公務員と現場の公務員との間に、不合理な差別があつてならないことは、改めて言うまでもないところである。政府関係者のこのようなあからさまな政治的行為について、かかる違法行為が放任されるならば、刑事司法運用の中立性も疑われることは必至である。

厳正な捜査・処分を求める次第である。

第4 証明方法

略

第5 添付書類

- | | | |
|---|------|-----|
| 1 | 証明資料 | 各1点 |
| 2 | 委任状 | 8枚 |

【別 紙】

告 発 人	目 録
〒225-0011 神奈川県 告 発 人	藤 田 高 景
〒330-0072 埼玉県 告 発 人	田 中 正 道
〒338-0011 埼玉県 告 発 人	武 内 暁
〒231-0812 神奈川県 告 発 人	小 野 真 起 子
〒277-0827 千葉県 告 発 人	浅 野 健 一
〒164-0002 東京都 告 発 人	鈴 木 邦 男
〒296-0233 千葉県 告 発 人	高 野 孟
〒338-0832 埼玉県 告 発 人	今 井 信 夫